

農業後継者経営発展事業実施要領

第1 趣旨

農業において担い手の高齢化や減少が課題となっている中で、農業の持続的発展に向けて、地域農業を支えてきた認定農業者等の後継者や地域農業推進リーダー的役割を担う青年農業士など、次世代を担う若手農業後継者の育成・確保は喫緊の課題となっている。今後の兵庫県農業を担っていく意欲的な若手農業後継者の農業経営の更なる発展に向けて、規模拡大や生産性向上、効率的かつ安定的な農業経営の実現等への取組みに支援を行う。

第2 事業内容

1 事業内容及び対象者

〔表1〕

事業内容	対象者	補助率
1 親元新規就農者早期経営安定支援 (別記1) 親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟への事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図る。 ※農業後継者地域リーダー育成事業(H30～R2)実施経営体は対象外	以下の全てを満たす者 ① 親元就農(3親等以内)後5年以内の者で、就農日の年齢が50歳未満の者 ② 年間農業従事時間が150日かつ1200時間以上の者(家族経営体の場合は専従者、法人の場合は役員) ③ 認定農業者、認定新規就農者、認定農業者の経営主との共同申請者又は経営の構成員に位置付けられている者(但し、構成員は年間農業従事日数150日以上とする)、又は地域協議会会長が当事業の経営改善計画を承認した者 ④ 国の事業のうち新規就農者育成総合対策(経営開始資金)を申請しない者	1/2 以内 (上限 1,500 千円)
2 若手農業後継者経営安定化促進支援 (別記2) 地域農業の担い手として営農に取り組む若手農業後継者に対し、経営の規模拡大や生産性の向上等に必要な整備を支援することにより、地域で活躍する若手農業後継者の経営の安定と確立を図る。	以下の全てを満たす者 ① 地域の農業青年クラブ等に積極的に参画するなど、地域活動を実践している者 ② 申請時の年齢が50歳未満の認定農業者 (兵庫県青年農業士を除く)	1/2 以内 (上限 1,000 千円)
3 青年農業士経営発展支援 (別記3) 地域農業推進リーダー的役割を果たす青年農業士の更なる経営発展につながる整備を支援することにより、規模拡大や生産性の向上への挑戦と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。	兵庫県青年農業士	1/2 以内 (上限 3,000 千円)

施設	・園芸施設（パイプハウス等） ・園芸施設の附帯設備 ・果樹棚 ・その他必要と認められる施設（出荷調製作業施設等） * 中古設備（修繕）可 * 修理、撤去等含む
農業用機械	・農業経営に必要な農業用機械 ・農業用トラック（本体のみ） 以上については、* 中古機械（修繕）可 * アタッチメントのみ可
その他	・家畜の購入及び増頭に要する経費 ・果樹の優良品目・品種への改植や新植に要する経費（深耕・整地費、土壌改良資材、苗木代、植栽費等の経費） ・その他必要な資材（資材のみは不可）

第 3 事業実施等の手続

別記 1、別記 2 及び別記 3 の事業を実施する者は、当該別記 1、別記 2 及び別記 3 に定める事務手続により事業を実施する。

第 4 事業の推進指導

- 1 農業改良普及センターは、事業利用希望者から相談があった場合に農業協同組合等と連携し、事業計画の作成等の支援を行う。
- 2 本事業の実施に当たって、各地域農業後継者育成対策協議会の関係機関は互いに連携し、支援の対象となった若手農業後継者が地域の中心となる農業経営者として経営発展につながるよう、支援するものとする。

第 5 助成措置

- 1 公益社団法人ひょうご農林機構は予算の範囲において、事業の実施に要する経費に対して補助を行う。
- 2 別記 2 及び別記 3 の事業実施にあたっては、予算の制約等によってその全てについて配分することが困難な場合には、別表(配分基準表)の優先順位に基づき配分する。

第 6 資金の返還

- 1 事業実施者のうち、以下の者は資金を返還するものとする。
 - (1) 事業実施後 3 年以内に離農した者
但し、死亡等やむを得ない場合は、返還を免除できる。
 - (2) ①別記 1 の 7 の(6)に基づく状況報告(様式第 10 号)を提出しなかった者
②別記 2 の 7 の(5)に基づく状況報告(様式第 9 号)を提出しなかった者
③別記 3 の 7 の(5)に基づく状況報告(様式第 9 号)を提出しなかった者
- 2 返還手続きについては、別途定める。

第 7 農業共済等の活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、「園芸施設共済」や「農業経営収入保険」等への加入に努めるものとする。

第 8 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、公益社団法人ひょうご農林機構理事長が別に定める。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

(別記 3)

青年農業士経営発展支援

1 目 的

地域農業推進リーダー的役割を果たす青年農業士の更なる経営発展を支援することにより、次代を担う青年農業士の規模拡大や生産性の向上への挑戦と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。

2 対象者

兵庫県青年農業士

3 事業内容

経営発展(新規事業、規模拡大、省力化等)に必要な農業用機械・施設等の整備
(第2の2表2)

4 補助対象経費

- (1) 3で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費（実施設計費、設置費、運送費含む。）とする。
- (2) 消費税は対象外とする。但し、消費税免税事業者の消費税は対象とする。

5 補助率等

事業実施に係る経費について、1/2 以内（上限 3,000 千円、千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。

6 事業申請等の手続き

- (1) 申請者は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。)の助言を得て、事業計画(様式第1号)に関係書類を添えて、公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」)に申請するものとする。
- (2) 機構は別に定める審査会を設置し、事業承認について審査を行い、その結果を受けて事業承認を決定し、申請者に通知する(様式第2号)とともに、その写しを地域協議会に送付する。
- (3) 事業内容の変更は、原則不可とする。但し、災害等やむを得ない事情が生じた場合は、事業申請の手続きに準じて行うものとする。
 - ア 事業の廃止(様式第3号)
 - イ 事業内容・事業費の変更(様式第5号)

7 事業完了後の手続き

- (1) 本事業は、6の(2)により承認を受けた年度において事業を完了する。
- (2) 事業実施者は、事業の実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、事業完了後1か月以内(当該年度の3月末まで)に機構及びその写しを地域協議会に提出する。
- (3) 事業実施者は実績報告書と併せて資金請求書(様式第8号)を機構に提出する。
- (4) 機構は請求に基づき、事業実施者へ資金の交付を行う。
- (5) 事業実施者は、事業実施成果について状況報告書(様式第9号)を事業実施翌年度から3年間、毎年7月末までに機構及びその写しを地域協議会に提出する。

別表 配分基準表

(2) 青年農業士経営発展支援

項 目	内 容	点数
① 申請者 36	ア 兵庫県青年農業士会役員の実績 [いずれか1つ]	
	(ア) 青年農業士会の(副)会長をしている・した	10(8)
	(イ) 青年農業士会の理事・監事をしている・した	6
	イ 農業青年クラブ等役員実績 [いずれか1つ]	
	(ア) 兵庫県農業青年クラブ連絡協議会等の(副)会長経験がある	8(6)
	(イ) 兵庫県農業青年クラブ連絡協議会等の役員又は単位クラブ等の会長をしている・した	4
	ウ 農業経営改善計画の認定	
	(ア) 本人が認定農業者である (申請中である)	5
	エ 地域計画について	
	(ア) 地域計画の地域内の農業を担う者 (目標地図に位置付けられている者、又は位置付けられることが確定している者)	3
② 新規就農者等の支援 27	オ 受講・発表・講義等について [複数選択可]	
	(ア) ひょうご農業MBA塾を受講している・した	5
	(イ) 発表・講義等の経験がある	5
	ア 新規就農者の確保・育成の取組み [複数選択可]	
	(ア) 雇用就農資金及び農の雇用事業を活用している・していた【雇用就農支援】	5
	(イ) 農大生等の研修(2日以上)を受入れたことがある【就農への啓発】	5
	(ウ) 新規就農者育成総合対策(就農準備資金) 及び農業次世代人材投資資金(準備型)の研修機関としての登録がある【独立・雇用就農支援】	3
	(エ) 新規就農者育成総合対策(就農準備資金) 及び農業次世代人材投資資金(準備型)の研修機関としての実績がある【独立・雇用就農支援】	5
	(オ) 地域の担い手定着応援事業の親方農家としての登録がある【定着支援】	2
	(カ) 地域の担い手定着応援事業の親方農家としての実績がある【定着支援】	2
③ 経営発展の内容 15	(キ) ひょうごの農トライアル事業(インターンシップ)の親方農家としての実績がある【就農への啓発】	5
	ア 生産性の高い農業経営の実践 [複数選択可]	
	(ア) スマート農業機械・施設を導入している	3
	(イ) GAP の認証を取得、更新及び取得予定(手続き中)	2
	イ 新たな事業の取組み [複数選択可]	
	(ア) 新たな部門(付加価値額の拡大)に取り組んでいる	3
	(イ) 6次産業化に取り組んでいる	2
	(ウ) 農福連携に取り組んでいる	2
	ウ 経営規模の拡大(目標) [施設、水田・畑、飼養頭数、作業受託のうち顕著なものを1つ選択]	
	(ア) 経営面積(施設)、又は飼養頭数を20%以上拡大	3
	(イ) 経営面積(施設)、又は飼養頭数を1~20%未満拡大	2
	(ウ) 経営面積(水田・畑)を20%以上拡大	2
④ 地域貢献の取組み 7	(エ) 経営面積(水田・畑)を1~20%未満拡大	1
	(オ) 作業受託面積を50%以上拡大	2
	ア 地域貢献に関する特徴的な取組み	
	取組み内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めるものである	0~7